

令和5年4月25日

令和5年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人自動車技術総合機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、令和5年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の令和5年度における調達の目標

令和5年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和5年2月24日閣議決定）（以下（基本方針）という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。
(基本方針 <http://www.env.go.jp/policy/hozon/green/g-law/kihonhoushin.html>)

1. 紙類

情報用紙 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
印刷用紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	
衛生用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

スタンプ台
朱肉
印章セット
印箱
公印
ゴム印
回転ゴム印
定規
トレー
消しゴム
ステープラー（汎用型）
ステープラー（汎用型以外）
ステープラー針リムーバー
連射式クリップ（本体）
事務用修正具（テープ）
事務用修正具（液状）
クラフトテープ
粘着テープ（布粘着）
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット(玉)
マグネット（バー）
テープカッター
パンチ（手動）
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）
紙めくりクリーム
鉛筆削（手動）
OAクリーナー(ウェットタイプ)
OAクリーナー(液タイプ)
ダストブロワー
レターケース
メディアケース
マウスパッド

OA フィルター（枠あり）	
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHPフィルム	
絵筆	
絵の具	
墨汁	
のり（液状）※補充用を含む	
のり（澱粉のり）※補充用を含む	
のり（固形）	
のり（テープ）	
ファイル	
バインダー	
ファイリング用品	
アルバム（台紙を含む）	
つづりひも	
カードケース	
事務用封筒（紙製）	
窓付き封筒（紙製）	
けい紙	
起案用紙	
ノート	
パンチラベル	
タックラベル	
インデックス	
付箋紙	
付箋フィルム	
黒板拭き	
ホワイトボード用イレーザー	
額縁	
テープ印字機等用カセット	
テープ印字機等用テープ	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
缶・ボトルつぶし機（手動）	

名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ（フックを含む）	
チヨーク	
グラウンド用白線	
梱包用バンド	

3. オフィス家具等

いす	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	
個室ブース	
ディスプレイスタンド	

4. 画像機器等

コピー機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
複合機	
拡張性のあるデジタルコピー機	
プリンタ	
プリンタ複合機	
ファクシミリ	
スキャナ	
プロジェクタ	
トナーカートリッジ	
インクカートリッジ	

5. 電子計算機等

電子計算機	調達を実施する品目については、調達目標
磁気ディスク装置	は100%とする。
ディスプレイ	
記録用メディア	

6. オフィス機器等

シュレッダー	調達を実施する品目については、調達目標
デジタル印刷機	は100%とする。
掛時計	
電子式卓上計算機	
一次電池又は小型充電式電池	

7. 移動電話等

携帯電話	調達を実施する品目については、調達目標
PHS	は100%とする。
スマートフォン	

6. 家電製品

電気冷蔵庫	調達を実施する品目については、調達目標
電気冷凍庫	は100%とする。
電気冷凍冷蔵庫	
テレビジョン受信機	
電気便座	
電子レンジ	

9. エアコンディショナー等

エアコンディショナー（家庭用・業務用）	調達を実施する品目については、調達目標
ガスヒートポンプ式冷暖房機	は100%とする。
ストーブ	

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器	調達を実施する品目については、調達目標
ガス温水機器	は100%とする。
石油温水機器	
ガス調理機器	

1 1. 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

1 2. 自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達目的上やむを得ないものを除き、調達目標は100%とする。
---	--------------------------------

1 3. 消火器

消火器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----	------------------------------

1 4. 制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------------	------------------------------

1 5. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフティッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

ベッドフレーム マットレス	
------------------	--

16. 作業手袋

作業手袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------	------------------------------

17. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

18. 設 備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 給水栓 節水機器 日射調整フィルム テレワーク用ライセンス Web会議システム 低放射フィルム	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする
--	-----------------------------

19. 災害備蓄用品（食料）

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする
--	-----------------------------

フリーズドライ食品
毛布
作業手袋
テント
ブルーシート
一次電池
非常用携帯燃料
携帯発電機
非常用携帯電源

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

21. 役務

省エネルギー診断	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
印刷	
食堂	
自動車専用タイヤ更正	
自動車整備	
庁舎管理	
植栽管理	
加煙試験	
清掃	
タイルカーペット洗浄	
機密文書処理	
害虫防除	
輸配送	
旅客輸送	
庁舎等において営業を行う小売業務	
クリーニング	
飲料自動販売機設置	
引越輸送	
会議運営	
印刷機能等提供業務	

2.2. ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------	------------------------------

II. 特定調達物品等以外の令和5年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

1. 腕章を調達する場合には、制服・作業服の調達目標に準じて調達する。
2. OA機器、家電機器の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ、再生材料を多く使用しているものを選択する。
3. 上記の他、環境物品等の調達にあたっては、出来る限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 機構内にグリーン調達のための推進体制を設ける。(別紙)
2. 本調達方針は機構内の全組織を対象とする。
3. 調達の実績は、各品目毎に取りまとめ、公表する。
4. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
5. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことによどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
6. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、可能な限り本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
7. 本調達方針に基づく調達担当窓口は総務部会計課とする。

独立行政法人自動車技術総合機構グリーン調達推進体制

推進員	
推進委員長	理事（総務担当）
推進員 (本部)	総務部長
	会計課長
	会計課専門官
	契約第一係長
推進員 (交通安全環境研究所)	総務部参事役
	会計課長補佐
	契約第二係長
推進員 (地方検査部)	検査部長
	管理（第2）係長
	管理係（会計）
	事務所長（沖縄）
	主席自動車検査官

推進課	総務部会計課
-----	--------